

健全化法関連の用語解説

健全化判断比率等

健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。

なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。

早期健全化基準

従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。

各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率11.25%～15%・連結実質赤字比率16.25%～20%・実質公債費比率25%・将来負担比率350%を基準とし、各健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。

財政再生基準

従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化のシステム（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生のシステム（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。

各指標の財政再生基準は、実質赤字比率20%・連結実質赤字比率30%・実質公債費比率35%各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。

標準財政規模

税収や普通地方交付税など地方公共団体に共通した標準的な収入のことで、地方公共団体が標準水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる数値です。

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす「標準財政規模」の額で除して得た指標です。

にかほ市では、普通会計に属する特別会計が無いため、一般会計の実質収支額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。

連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、「標準財政規模」の額で除して得た指標です。

にかほ市では、一般会計、国民健康保険事業（事業勘定・施設勘定）・後期高齢者医療・老人保健・簡易水道・公共下水道事業・農業集落排水事業の各特別会計、水道事業・ガス事業の公営企業会計、計10会計の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が、何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計（にかほ市の場合は一般会計）単独であるのに対し、企業会計等との連結ベースでの公債費比率を算定するものです。

※ この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、「標準財政規模」の額で除して得た指標です。

一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。

実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。

退職手当負担見込額

将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。

連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。